

『東三河後見センター』会報 第30号

発行者：NPO 法人東三河後見センター

〒442-0033

豊川市豊川町辺通 4-4 豊川商工会議所 3階

平成 26年 12月 19日発行

電話 (0533) 80-2707

FAX (0533) 80-2708

会報第30号発行に想う

東三河後見センターの会報がとうとうというか、ようやくというか30号を数えました。2007年5月に第1号が発行され、その後1年にだいたい4回ずつ発行し、8年かかって30号に到達というわけです。現在は「東三河後見センター会報」という名称ですが、その前身は「後見制度を考える会 会報」で、2006年の5月と11月に2回発行されています。名称を「会報」と言っているのはその名残です。

「よく続いたなあ、よくここまでこれたな」というのが私の率直な感想です。東三河後見センター（以下「当法人」という）の活動を支えてくれている会員の皆様もおそらく同様の感想をおもちではないでしょうか。しかし、この8年間で成年後見のニーズは急激にふくらみました。ここで止まるわけにはいきません。さらに継続、強化、拡大しなければなりません。その際に、私たちは改めて当法人のミッション（使命）を確認しておく必要があります。8年前に設定した当法人の目的や社会的な役割などを私たちは誠実に実践してきたかどうか、それは今後も妥当性があるか？

東三河後見センターの使命を改めて考える

今から8年前の2006年11月23日に開催された当法人の設立総会でそのミッションをまとめた「設立趣意書」が確認されました。その内容は分解すると次の4つになります。

- ① 高齢者・障害者が生涯その人らしい生活ができるよう支援する「権利擁護のセイフティネット」をめざす。
- ② 成年後見制度を利用者・市民により身近なものにし、その利用を促進する。
- ③ 専門職・関係機関・行政・市民等との幅広く、密なネットワークを構築することで、利用者・市民から信頼される専門機関にする。
- ④ 成年後見制度とその運用を、一層使いやすく改善するよう行動し、安心・安全な地域社会づくりに貢献する。

設立当時、当法人は東三河地域では最初の法人後見実施団体でした。行き場のない福祉ニーズの高い相談が次々と寄せられました。経験不足の私たちには正直、重すぎる相談が多かったように記憶しています。その時私たちの背中を押したのが「権利擁護のセイフティネット」という使命感でした。どんな相談でも正面から受け止めることを私たちのプライドにしていました。

結果として、私たちのそのような行動が他の3つの使命の実践につながり、小さなNPOが裁判所の信頼をかちとり、地域社会の様々な人々とのネットワークを築き、行政機関からも新たな地域社会づくりの力として期待が寄せられるところまで来ました。ミッションが私たちをここまで引っ張ってきたと言えるかも知れません。

行政機関、社会福祉協議会との連携

東三河の5市にそれぞれ成年後見（支援）センターが設立されたとはいえ、地域のニーズに応える本格的な活動ができていないわけではありません。カギは「市民後見人の養成と支援」ですが、現在はそのための基礎的な知識・経験を積み上げているところです。当法人は東三河全域を視野に、行政機関や社会福祉協議会とも連携して、障害を持っても安心して住み続けられる地域社会づくりを可能な限り応援したいと考えています。ミッションの実現をめざして。（代表理事 長谷川卓也）

会報からみる NPO 法人東三河後見センターのあゆみ

当法人が、平成 19 年 2 月 22 日に産声をあげて 8 年経過しようとしています。この期間、30 号にわたり、成年後見制度の内容と実務や、各年度の総会等に企画されたシンポジウム、学習会等の様子、現状と課題などを報告してまいりました。

記事によると、法人後見の第 1 号が誕生する前までは、主に成年後見制度についての学習会を通して、その理解と地域をはじめ関係機関等への啓発を進めてきました。法人後見が実現してからは、「安心して任せられる」法人作りについて模索しつつ、「権利擁護のセーフティネット」を意識しながら取り組んできました。その後、受任件数が増加し、年齢の若い被後見人等の受任から、実務を進める上での経営基盤の確立と持続性の確保についての検討を重ね、平成 21 年 7 月 1 日に国税庁長官より認定 NPO に認定（認定有効期間は平成 21 年 7 月 1 日～平成 26 年 6 月 30 日）に至った法人の経過を知ることができます。

成年後見制度のニーズの高まりから、さらなる支援者を確保していく必要性を考え、平成 22 年には独立行政法人福祉医療機構の社会福祉振興助成事業（以下 WAM という。）として、東三河 3 市の職員と専門職 12 名による「東三河市民後見検討委員会」を設置し、「この地域の市民後見のあり方」を検討し始めました。この流れは、市民後見人養成研修基礎研修の実施につながりました。そして、平成 24 年には、厚生労働省の市民後見推進事業のモデル自治体に選ばれた豊川市より委託を受けて市民後見人養成研修継続研修を実施することで、市民後見人が誕生し（初めて裁判所に提出した市民後見人名簿は 18 名でした。）、市民後見人による実務の開始に至り、法人組織のコンセプトである「市民が作り、支える高齢者と障がい者の権利擁護のセーフティネット」に近づき始めました。

平成 25 年には、WAM による「市民後見地域モデルの作成と実践事業」を開始し、東三河 5 市と 5 市の社会福祉協議会の職員と専門職による 14 名を委員とする「市民後見東三河モデル検討委員会」を設置し、市民後見シンポジウム「地域で共に暮らすために～市民後見人と成年後見支援センターの役割～」の企画・実施や平成 25 年度東三河市民後見人養成研修を実施しました。

各号ともに、会員さんの紹介や学習会の様子、研修受講者の感想等など、その時々当法人の様子を垣間見ることができます。また、第 13 号から始まった、「ケースファイル」は実務をする上で共有できる悩みであったり、実務のヒントになっています。

特定非営利活動法人
東三河後見センター

お問い合わせは Tel 0533-80-2707
(平日9:00~17:30)
Fax 0533-80-2708
もしくはメールフォームよりどうぞ

ホーム 東三河後見センターとは 成年後見制度とは 市民後見人とは

活動報告 LOOK! 入会・寄付のご案内 お問い合わせ リンク

当法人のホームページのトップページより、「活動報告」をクリック！！
第1号から29号迄の会報を
閲覧することができます。

会報第1号から第30号のまとめ

号数	発行日	主な記事及び見出し
1	平成19年5月16日	福祉施設内の事故 最初の一步を踏み出して
2	平成19年6月15日	シンポジウム 成年後見制度を権利擁護のセーフティネットとするには一東濃、静岡県西部、西三河の事例から学ぶ
3	平成19年9月25日	いよいよ法人の真価が問われる段階に入ります 市民活動委員会の報告
4	平成20年1月1日	法人後見第一号が認められた
5	平成20年4月30日	シンポジウム 『消費者被害と成年後見制度』開催 平成19年度の振り返り
6	平成20年6月30日	平成20年度はネットワークの拡大・強化を目指して
7	平成20年10月10日	実績→社会的評価→経営基盤の確立→法人の永続性確保
8	平成21年3月31日	東三河後見センターがめざしていることと2年間の実績
9	平成21年7月15日	東三河後見センターが「認定NPO法人」に認定
10	平成22年1月1日	地域の福祉資源として60年持続できる法人をめざして 後見事業の現状について（平成21年11月現在）
11	平成22年3月31日	東三河後見センター3年間の歩みの到達点は・・・
12	平成22年10月5日	市民活動委員会は後見制度と市民の架け橋 東三河市民後見検討委員会の始動
13	平成23年1月1日	市民後見を着実に根付かせるために 後見センター ケースファイル-1-
14	平成23年4月	初めての市民後見人養成、基礎研修が終了 平成22年度 市民活動委員会報告
15	平成23年7月6日	いよいよ市民後見が国政の課題に 市民後見人養成研修・基礎研修カリキュラム修了者の感想 後見センター ケースファイル-2-
16	平成23年9月9日	市民後見人養成と支援のすすめ方と形 市民後見人養成研修の実習生の思い 後見センター ケースファイル-3-
17	平成23年12月12日	市民後見推進事業がすすんでいます 市民後見人養成研修を修了して 後見センター ケースファイル-4- 豊川市から委託を受けた市民後見推進事業について
18	平成24年2月28日	市民後見人が間もなく誕生します 市民後見人養成研修の実習生の思い 後見センター ケースファイル-5-

号数	発行日	主な記事及び見出し
19	平成24年4月16日	市民後見人のスタートをみんなで確認しましょう 初めて裁判所に提出する市民後見人名簿は18名
20	平成24年6月11日	市民後見人18名の活動が始まりました 後見センター ケースファイル-6-
21	平成24年9月11日	市民後見人への引継ぎを終えた成年被後見人等15名 被補助人が世話人同行で4泊7日のアメリカ旅行
22	平成24年12月12日	定款変更を愛知県が認証 市民後見人の養成・支援などを事業として追加 任意後見監督人を経験して 後見センター ケースファイル-7-
23	平成25年3月29日	市民後見人の思い 後見センター ケースファイル-8-
24	平成25年6月12日	特集「市民後見の展望」シンポジウム 独立行政法人福祉医療機構の助成金事業が内定
25	平成25年9月13日	市民後見東三河モデル検討委員会始動 平成25年度 独立行政法人福祉医療機構助成金事業 「市民後見地域モデルの作成と実践事業」概要
26	平成25年12月10日	市民後見シンポジウム「地域で共に暮らすために ～市民後見人と成年後見支援センターの役割～」 市民後見人の活動
27	平成26年3月17日	兵庫県明石市で東三河後見センターの活動報告 平成25年度東三河市民後見人養成研修修了 市民後見人の活動
28	平成26年6月10日	認定NPO 期限迫る シンポジウム 地域で共に暮らすために －市民後見の展望－ 成年後見ミーティングがはじまります
29	平成26年9月10日	愛知県に認定NPOの認定申請・市民後見人の活動広がる ホームページをリニューアルしました！ ケースファイル-9 成年後見制度・市民後見人の育成支援を考える

この度、第1号から第29号までの発行年月日と主な記事と見出しをまとめてみました。きっと気になる記事もあるのではないかと思います。東三河後見センターホームページの「活動報告」にPDFファイルとして掲載することになりました。是非、チェックしてみてください。





会報第 30 号記念企画Ⅱ

現在も献身的に地域支援活動を実践されている、当法人前事務局長の福住幸子様より寄稿いただきました。ありがとうございます。

『被補助人 A さんの地域支援の試み』

後見開始・・・隣人の A さん（82 歳独居＝夫死去、出産経験なし）に対し、2014 年 5 月、後見センターによる支援が開始されました。記憶力の衰えにより、お金の管理に不安を感じ、物盗られ妄想も出て、預貯金通帳、保険・福祉関係書類を「あんたに預ける」と私の家に投げるように持ってこられたのが制度利用のきっかけでした。

ショートステイへ・・・そして、8 月のある日の深夜 2 時頃、「変な男が入り込み、ご飯を食べさせろと出て行かない」と。錯視症状に怯えた A さんが我が家のチャイムを押されました。

隣人として昼・夜の A さんをみていると、昼間はまだ在宅生活が可能としても、夜の混乱状態は日増しに深刻になり、在宅生活維持の危うさは、近隣の人々の心配事にもなりはじめました。そして、地域から後見センターに伝え、緊急対応策として、長期ショートステイ（入所待機中）利用となりました。（現在も）

過日、ショートステイ先に A さんを訪ねた時、『福住さん、こういう所は、行きはあるけど帰りは無いんだねえ』『私は馬鹿になってしまって、自分の金も自由に触れなくなったから精神的貧乏になったわ』『もう生きている甲斐がないわ』と、落ち込んだ顔つきで言われました。

今、ショートステイの生活に安心しながらも、後見制度をはじめとする他人の支援を窮屈に感じられ、自分を見失ったような A さんの訴えでした。私は、A さんの「在宅生活」は、多分、今後不可能だろうが、「施設か在宅かの二者択一だけではない生活（ショートステイ後入所生活になっても）」の可能性について考えました。時々、地域に戻り、慣れ親しんだ地域の方々と触れ合う、或いは自宅に短時間滞在し好きだった土いじりができる、そんな日々が実現すれば、「A さんの生きる気力は高まり、自分の人生に主体的に挑戦する気力もでてくる」のではと考えました。また、被後見人等の方々の地域活動参加は、地域に認知症や後見制度についての理解を広げることにも繋がるのではと思いました。

地域ふれあいサロンへの参加・・・10 月はじめ、私も長年参加してきた「町内福社会」や「ふれあいサロン」の関係者と A さんの地域参加を相談し快諾を得ました。地域側からすれば、大きな決断でした。その上で、後見センターとも相談し、A さんは、既に 10 月、11 月のサロンに参加されています。この実現には、A さんの心身の安定、後見センターの援助、地域と入所先の理解・配慮が必要でした。ケアマネさんの尽力もありました。地域行事に参加された A さんは、しっかり者の A さんの顔に戻り、大歓迎のお仲間と心を開いて談笑されていました。岩間伸行氏（大阪市立大教授）は「人が社会的に生きる存在である限り、尊厳ある生活に社会関係は不可欠である。ここでいう社会関係とは、双方向性の支え合い・・・」と言われています。私は納得できます。しかし、後見制度を利用しながら施設入所中の方々に「住み慣れた地域と繋がった日々」を保証することは、そんなに簡単なことではありません。

今回の A さんの事例は、後見センターで仕事をした私が、地域住民として A さんの近くにいたことがきっかけです。しかし、このままでは継続は危ぶまれます。

A さんを受け容れた私たちの地域も、既に問題にぶつかっています。「送り迎えは誰が?」「事故責任は?」「地域側の責任者は?」「施設との連絡は?」 etc 等々です。当然のことですが、A さんが

被補助人であることを軽視して地域参加を進めてはいけなと、最近強く感じています。後見制度のもと、Aさんの代理人として、支援の中心に存在される後見センターとしっかり相談し、今後もAさんを支える社会資源の一つになればと願っています。

ご指導よろしくお願いたします。

最後に、NPO 法人東三河後見センターの一層のご活躍を祈念いたします。

2014年12月10日 福住幸子



豊橋市議会 平成26年9月定例会

市民後見人が議題に

会報第29号でお知らせしましたとおり、豊橋市議会9月定例会の一般質問において、牧野英敏議員(8日)、渡辺則子議員(9日)が、成年後見制度と市民後見人の養成(研修)及び東三河の他市との連携等について質問をされ、河合亮二福祉部長が答弁をされました。以下に答弁内容を記します。

1. 成年後見制度の現状と課題について

制度が開始された平成12年度以降、年々親族後見の割合が減少し、第三者後見の割合が増加しており、成年後見制度の担い手が、親族から第三者に移行する傾向にあると認識している。この第三者後見人のうち、市民後見人の割合は約1%といった状況ですが、とりわけ専門職の確保が難しい地域においては、市民後見人の確保が必要になってくると認識している。成年後見制度を必要とする方を的確に制度利用に結びつけられるような普及啓発と、後見人の確保が課題であると認識している。

2. 成年後見制度の市民後見人を市が養成する際の認識について

市民後見人の養成は、成年後見支援センター(25年5月に総合窓口としてあいトピア内に開設)として取り組んでいく大きな課題であると認識している。今後、法人後見の受任などの実績を積み重ね、ノウハウを蓄積した上で、市民後見人の養成に取り組むたいと考えている。その際には、東三河各市や、既に市民後見人の養成を行っている法人とも連携を図りながら、進めたいと考えている。

3. 市民後見人の養成研修と研修後のフォローについて

市民後見人の養成研修を行うに当たっては、国の示す市民後見人養成のための基本カリキュラムを踏まえ研修カリキュラムを市が策定する必要がある。研修後のフォローとしては、例えば、研修修了者が一定期間、成年後見支援センターなどで実務研修を行うといった、実践型のフォローアップ研修を行うことにより、ノウハウの取得を図っていくことが必要と考えている。

4. 養成に関わる東三河の他市との連携について

東三河各市の成年後見事業への取り組み状況としては、25年度中に東三河5市全てに成年後見事業の窓口となるセンターが設置され、各市ともに、親族後見の支援や法人後見の受任といった成年後見業務に取り組む中で、市民後見人の養成に関しては、今後取り組むべき重要課題であるとの共通認識を持っている。

今後、市民後見人の養成を行う際に、研修カリキュラムの作成や、フォローアップ研修の方法、研修修了者に対する成年後見支援センターのかかわり方などに関し、東三河各市で十分な情報交換を行い、市民後見人のレベルの統一や、質の確保を目指した取り組みを行うことが必要であると認識している。

(※ 議事録は豊橋市議会(<http://www.kaigiroku.net/kensaku/toyohashi/toyohashi.html>)で確認できます。)

第4回 成年後見ミーティング 報告

11月1日(土) 13:30~15:30 プリオ 第3会議室 参加者 11名
話 題 「居住用不動産の処分の申立てと不動産の売買について」
話題提供者 田中義人さん(市民後見人)

被後見人等の居住用不動産(被後見人等が実際に居住している、または、居住する予定のある建物とその敷地のことをいいます。)を売却、抵当権の設定、取り壊し、賃貸、賃貸借の解除などの「処分」をする場合には、事前に家庭裁判所に「居住用不動産処分許可」の申立をして、その許可を得る必要があります(民法859条の3)。

今回は、実際にその実務をされた田中さんから、その申立に至るまでの経緯や手続き方法、内容、関係者との連絡調整と連携について詳細に解説していただきました。



(話題提供の様子)

参加者の感想やグループワークの様子は「東三河後見センター瓦版(ブログ)」に記載してあります。

今後の成年後見ミーティングのお知らせ

平成27年1月10日(土) 第4回 成年後見ミーティング(会場: プリオ4階 第3会議室)
13:30~15:30 話 題 「精神障がい、知的障がいのある方への意思決定支援」
話題提供者 飯星 睦生 さん 工藤 明人 さん

平成27年3月7日(土) 第5回 成年後見ミーティング(会場: 未定)
13:30~15:30 話 題 「死後の事務と後見の終了の事務について」
話題提供者 池田 進 さん 長谷川卓也 さん(予定)

市民後見人として活動されている方に対する話題提供になっていますが、成年後見制度等に関心がある方ならどなたでも無料で参加できます。(参加を希望される方は事務所へご連絡ください。)

東三河後見センターの今後の予定(1月~3月)

☆原則第2月曜日 15時00分より 事務局会議(事務所にて)
☆毎週火曜日 9時15分より ミーティング(事務所にて)
—市民後見人の方、参加0.K

1月8日(金) 理事会
1月10日(土) 第4回 成年後見ミーティング プリオ4階 第3会議室
3月7日(土) 第5回 成年後見ミーティング (会場は未定)
3月13日(金) 理事会



賛助会員・寄付者一覧 (平成26年9月10日～12月1日)

【新規賛助会員の皆さま】(敬称略 入金順)

松井 通剛・金沢 良雄・藤井 幸夫・室田 満秋

皆さまのご協力に感謝いたします。

☆成年後見制度 受任 支援 概況

(平成26年12月1日現在)

	後見	保佐	補助	合計
受任状況	40名	13名	12名	65名
受理面接済・確定待ち			0名	0名

★市町別受任一覧

(被後見人等の実際の住所地で示してあります。)

	豊川市	新城市	豊橋市	蒲郡市	田原市	設楽町	その他	合計
認知症	17名	7名	2名	1名	0名	0名		27名
知的障害	12名	3名	2名	2名	1名	10名	1(岡崎市)	31名
精神障害	4名	1名	1名	0名	0名	0名	1(岡崎市)	7名
合計	33名	11名	5名	3名	1名	10名	2名	65名

☆市民後見人の受任状況

	後見	保佐	補助	合計
認知症	12名	3名	3名	18名
知的障がい者	12名	1名	1名	14名
精神障がい者	1名	0名	0名	1名
合計	25名	4名	4名	33名

現在活動されている市民後見人の方は13名です。この方が上記表のとおり33名の方の後見事務を担当されています。

※「市民後見人」とは、当法人が名古屋家庭裁判所豊橋支部に提出した、市民後見人登録名簿登載者の方で、当法人が事務担当者として任命し、実際に活動されている方のことをいいます。

賛助会費 寄付金のお願い (平成26年12月1日現在)

正会員費納入者： 50人

(法人正会員2含む)

賛助会員費納入者： 43人

(法人賛助会員3含む)

寄付者(3,000円以上) 11人

皆さまのご支援
ありがとうございます。

編集後記

会報第30号を発行することができました。法人後見の受任件数も増加しつつありますが、初心に帰りながらの支援と今後の展望(制度の展開等)を踏まえた支援のあり方を考えていく姿勢を大切にしていきたいと思っております。

時節柄、お身体ご自愛くださり、
よいお年をお迎えください。

(編集：工藤明人)